

延長保育について

1 延長保育の利用について

留守家庭児童育成室に入室する児童で、午後5時以降も保育が必要な場合、延長保育を1か月単位で利用することができます。ただし、延長保育を利用される児童は、延長保育時間内に保護者等のお迎えが必要です。

【延長保育時間】

(直営育成室) 午後5時から午後6時30分まで

(委託育成室) 午後5時から午後7時まで

<重要>

必ず延長保育時間内にお迎えをお願いします。万が一、お迎えの時間が延長保育時間を過ぎる際は、必ず育成室まで連絡をしてください。お迎えの時間を過ぎることが続くと、延長保育の利用をお断りすることがあります。

2 お迎えに来られる方について

原則として、あらかじめ連絡票に記入いただいた方としてください。連絡票に記入されていない方がお迎えに来られる場合は、その都度その方の氏名などを電話や連絡帳で指導員に伝えてください。

3 延長保育料について

延長保育料は1か月2,000円、きょうだい同時入室の場合、2人目以降は1か月1,000円となります。また、午後5時までの保育と同様に減額・免除制度があります。

4 利用予定表の提出について

延長保育の利用に当たっては、同封の「留守家庭児童育成室延長保育利用予定表」を、利用予定月の前月20日までに在籍育成室に必ず提出してください。

なお、新規入室される児童で、4月の延長保育利用予定がある方は、令和7年3月15日に各育成室で開催する入室説明会(参加できない方は別日の個別面談)にて提出してください。

5 延長保育利用者証について

お迎えの際には、延長保育利用者証(個別面談の際に、在籍育成室からお渡しします。)を提示してください。なお、延長保育利用者証を忘れた場合、警備員等の配置場所に備付けの来室者名簿に氏名等を記入してください。延長保育利用者証を紛失されたときは放課後子ども育成室まで御連絡ください。

6 延長保育利用の中止、変更の届出について

放課後子ども育成室のホームページ(ページ番号 1035795)の、「令和7年度留守家庭児童育成室の延長保育の新規利用・変更・中止に係る申請フォーム」から申請してください。

延長保育の利用を中止する又は利用月を変更する場合は、中止又は変更を希望する月の前月末までに申請が必要です。申請がない場合、翌月の利用が一度もない場合でも延長保育料が発生しますので、速やかに申請をお願いします。

<問合せ先> 吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室
電 話 06-6384-1599(直通) / FAX 06-6380-6771
メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp

ホームページ
QRコード

